

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業

(単位:円)

実施計画No.	事業名称					担当課														
1	別府市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業【低所得者世帯給付金】					ひと・くらし支援課														
総事業費	財源内訳																			
	臨時交付金	国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源														
664,293,070	664,293,070					0														
事業期間	R5.4.11～R5.12.31																			
目的	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯へ給付金による経済的な支援を行うことを目的とする。																			
実施内容	対象世帯に対し1世帯3万円を支給した。 【対象世帯】 ・住民税非課税者のみで構成される世帯(課税者の扶養親族のみからなる世帯は除く) ・家計急変世帯(住民税は課税されているものの予期せぬ理由により収入が減少し非課税世帯と同等となった世帯)																			
効果	物価高騰の影響を受けやすい低所得世帯への支援が実施できた。また、対象世帯の方から「生活が苦しかったので助かる」等の声が寄せられた。																			
写真	別府市 電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金 (3万円/1世帯)のご案内 ● 電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。 ● 給付金を受給するためには、支給手続(裏面)が必要です。 給付金の支給額 給付金の支給時期 1世帯当たり 3万円 別府市が確認書を受理した日からおおむね3週間後を予定しております。 ※ 未給付金は差し押さえが禁止されており、課税の対象にもなりません。※ 確認書に記載の支給口座以外の口座に振り込むと違法、支給時期が予定より遅れる場合があります。 支給対象者(①～③の要件を満たす世帯の世帯主) 基準日(令和5年6月1日)において、 ① 市町村住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯でないこと。 ※ 課税されている者の扶養親族等であるかどうかは、令和5年度分の市町村住民税における取扱い(令和4年12月31日の現況)で判定します。 【支給の対象外となる例】 親(課税)に扶養されている学生(非課税)の単身世帯 子(課税)に扶養されている両親(非課税)の世帯 【例外】DV等被害者や令和5年1月1日から基準日までの間に、扶養者(課税者)との離婚、死別などがあつた被扶養者については、元配偶者や親族等に「扶養されていない者」として判定します。 ② 世帯の中に令和5年度の住民税(市町村住民税均等割)が課税されている者がいないこと。※ データ抽出のタイミング等で課税されている者がいる世帯に確認書が届く場合がありますが、その場合は対象となります。 ③ 令和5年度分の市町村住民税が課税される所得(令和4年度中の所得)があるにもかかわらず、市町村住民税の申告をしていない者が世帯の中にいないこと。 給付金の支給手続 次の項目を確認し、「確認書」を別府市に返送してください。 □ 「確認書」に記載された支給口座に誤りがないか。 □ 支給対象者の要件(裏面)を満たしているか。 ※ 要件を満たしている場合のみ、「確認書」の確認欄に印を入れてください。 □ 「確認書」に連絡先電話番号の記入漏れがないか。 □ 「確認書」に支給口座が記載されていない場合は、受取口座を記入しているか(必要な添付書類に漏れがないか。)*。 * 世帯主が世帯の代表者として署名する必要がある。受取口座を記入する場合は、受取口座の印を捺印する。 代理確認(受給) ● 受給権者本人による確認(受給)が困難な場合は、代理人による確認(受給)が可能です。代理人確認(受給)ができる方の世帯と確認(受給)の際に添付が必要な書類は以下のとおりです。 <table><tr><td>(1) 支給対象者の属する世帯の世帯主</td><td>・ 本人が代理人の本人確認書類</td></tr><tr><td>添付が不要な書類</td><td>・ 本人が代理人の本人確認書類</td></tr><tr><td>(2) 法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など)</td><td>・ 代理人の本人確認書類</td></tr><tr><td>添付が不要な書類</td><td>・ 法定代理人を証する書類の写し</td></tr><tr><td>(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている世帯で市長が特に認める者(受給権者が入所している老人福祉施設、児童福祉施設・乳児院等又は知的・精神障害者施設等の職員等)</td><td>・ 受取口座の名義は、受給権者本人名義に限り、受取口座の印を捺印する。</td></tr><tr><td>添付が不要な書類</td><td>・ 代理人の本人確認書類</td></tr><tr><td></td><td>・ 代理人が施設等の職員であることとを証する書類の写し(施設長の写し等)</td></tr></table> ! 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の取得」にご注意ください! 自宅や職場などに国・都道府県・市町村村(の職員)などからくる不審な電話や郵便があつた場合は、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(※9110)に通報してください。 お問い合わせ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 別府市専用コールセンター ☎ 0120-737-171 受付時間: 9:00～17:00 (平日) ※詳しくは、別府市ホームページもご覧ください。 						(1) 支給対象者の属する世帯の世帯主	・ 本人が代理人の本人確認書類	添付が不要な書類	・ 本人が代理人の本人確認書類	(2) 法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など)	・ 代理人の本人確認書類	添付が不要な書類	・ 法定代理人を証する書類の写し	(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている世帯で市長が特に認める者(受給権者が入所している老人福祉施設、児童福祉施設・乳児院等又は知的・精神障害者施設等の職員等)	・ 受取口座の名義は、受給権者本人名義に限り、受取口座の印を捺印する。	添付が不要な書類	・ 代理人の本人確認書類		・ 代理人が施設等の職員であることとを証する書類の写し(施設長の写し等)
(1) 支給対象者の属する世帯の世帯主	・ 本人が代理人の本人確認書類																			
添付が不要な書類	・ 本人が代理人の本人確認書類																			
(2) 法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など)	・ 代理人の本人確認書類																			
添付が不要な書類	・ 法定代理人を証する書類の写し																			
(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている世帯で市長が特に認める者(受給権者が入所している老人福祉施設、児童福祉施設・乳児院等又は知的・精神障害者施設等の職員等)	・ 受取口座の名義は、受給権者本人名義に限り、受取口座の印を捺印する。																			
添付が不要な書類	・ 代理人の本人確認書類																			
	・ 代理人が施設等の職員であることとを証する書類の写し(施設長の写し等)																			